指定居宅介護支援事業所たくまの里重要事項説明書

2026 年 6 月 1 日現在

１．事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人くまもと福祉会
代表者名	理事長　川上　和美
所在地・連絡先	（住所）　熊本市東区御領１丁目１３―２６ （電話）　０９６－３８２－３２２２ （ＦＡＸ）０９６－３８２－３１７３

２．事業所（ご利用事業所）

事業所名	指定居宅介護支援事業所たくまの里
所在地・連絡先	（住所）　熊本市東区御領１丁目１３－２６ （電話）　０９６－３８２－３１８７ （ＦＡＸ）　０９６－３８２－３１７３
事業者番号	４３７０１０５９７７
管理者名	工藤　陽子

３．事業の目的及び運営方針

（１） 事業目的

加齢により要介護状態となり、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他医療を要する人々について、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように、必要で適切な保健医療、福祉サービスが受けられるように支援する事を目的とします。

（２） 運営方針

１.利用者の心身の状況、そのおかれている社会的、経済的、地域的、家族的環境に応じて、利用者本人や家族の選択に基づき、適切な保険医療、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

２.居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

３．居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

４.事業の運営に当たっては市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指

定居宅介護支援事業所、指定介護及び予防事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

5.利用申しこみ者に対し、自ら適切な支援サービスを提供する事が困難な場合は他の事業所を紹介する等必要な措置をとります。

（3） 営業日、営業時間

土、日、祭日、年始年末（１２月３０日～１月３日）は休業

その他は営業

午前８時３０分～午後５時３０分

但し緊急の場合はこの限りではありません。

※２４時間電話相談できます。連絡先：０９６－３８２－３１８７

（4）通常の事業の実施地域

熊本市・益城町・合志市・菊陽町

上記以外の地域でもご希望の方はご相談ください。

（5）居宅介護支援の提供方法

事項	内容
アセスメント（評価）方法及び事後評価	居宅サービス計画ガイドライン方式によりご利用者が直面されている課題を評価し、相談しながらケアプランを作成いたします。ケアプランはご利用者に説明の上、交付いたします。 又、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択については、ご利用者又は、ご家族の希望を踏まえつつ、公平中立に行います。
従業員研修	ご利用者の状況に応じた適切なサービスが利用されるように、介護支援専門員の研修を適宜行います。又、県、市等が行っている介護支援専門員の研修会に参加します。

（6）サービス内容及び利用料その他の費用の額

①利用料

基本料金及び加算料金

要介護１～２	10.860 円	入院時情報連携加算Ⅰ	2.500 円
要介護３～５	14.110 円	入院時情報連携加算Ⅱ	2.000 円
初回加算	3.000 円		
退院・退所加算		特定事業所加算Ⅰ	5.190 円
カンファレンス無　１回	4.500 円	Ⅱ	4.210 円
カンファレンス有　１回	6.000 円	Ⅲ	3.230 円
カンファレンス無　２回	6.000 円	A	1.140 円
カンファレンス有　２回	7.500 円	特定事業所医療連携加算	1.250 円
カンファレンス　３回	9.000 円		

通院時情報連携加算	500 円	ターミナルケアマネジメント加算	4.000 円
緊急時カンファレンス加算	2.000 円	介護職員等処遇改善加算	2.1%

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者は１ヶ月につき下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払い確認後、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。

②交通費　　無料です。

③お支払い方法

毎月１５日まで前月分の請求を致しますので、月末までにお支払いください。

４．介護支援専門員の勤務体制

管理者、主任介護支援専門員　１名

介護支援専門員（常勤、専任）３名以上

５．事故発生時の対応

利用者の主治医又は、事業所の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

又、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	医療機関名	
	氏名	
	電話	
	所在地	
事業所の協力機関	医療機関名	くわみず病院
	氏名	池上　あずさ
	電話	０９６－３８１－２２４８
	所在地	熊本市中央区神水１丁目１４－４１
緊急連絡先	氏名	
	電話	
	住所	

６．サービス内容に関する苦情相談窓口

当事業所相談窓口	管理者　　工藤　陽子 住所　　熊本市御領１丁目１３番２６号 電話　　０９６－３８２－３１８７ ファックス　０９６－３８２－３１７３ 受付　　平日（８：３０～１７：３０） 緊急の場合は上記にかかわらずご相談ください。	
市町村	改善がみられないときや対応に不満があるときは、市町村の担当窓口に相談します。 熊本市：０９６－３２８―２１１１ 益城町：０９６－２８６－３１１１ 御船町：０９６－２８２－１１１１ 合志市（西合志庁舎）：０９６－２４２－１１１１	
国保連合会	市町村で解決できないことや利用者がとくに望むときは、国保連合会に相談や苦情の申し立てをします。 電話：０９６－２１４－１１０１ ＦＡＸ：０９６－２１４－１１０５ 住所：熊本市健軍１丁目１８－７ 受付時間：９；００～１７：００（土・日・祝祭日は除く）	
熊本県福祉サービス運営適正化委員会	住所	熊本市中央区南千反畑町３－７
	電話	０９６－３２４－５４５４
第三者委員会	玉垣　均	０９６－３２９－２３０７
	吉田　京子	０９６－２２７－０５９４

７．サービス提供の記録

（１）事業者は利用者が指定居宅介護の提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後５年間保管します。

（２）利用者又は代理人の申し出により個人情報の開示を行います。
個人情報に関するお問い合わせは、居宅介護支援事業所たくまの里、
管理者：工藤　陽子　までお願いします。

8、その他

（１）秘密の保持、個人情報の利用について

① 支援事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者及び利用者の家族について知り得た秘密を漏らしません。

② 支援事業所は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族についての秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じます。

③ 適切なケアプランの作成や介護サービス提供のために、サービス担当者会議等で、

必要な範囲内で個人情報を用います。又、必要な場合は、主治医、歯科医師の意見を求めることがあります。

（２）高齢者の虐待に関する事項

①利用者宅の訪問や高齢者及び家族からの相談、介護サービス事業者からの報告より詳細を確認し、関連機関に連絡し状況の改善に努めます。

②虐待等の行為にならないように利用者・家族の状況を把握し、状況に応じ行政機関・民間団体等と協力しながら連携を図り早期に解決できるように支援を行います。

③身体拘束等の適正化の推進に取り組みます。

（３）介護支援専門員の担当について

やむ得ない理由で変更する場合は事前にお知らせします。

（４）ご利用者へのお願い

①禁止行為について

利用者及び利用者の家族等は、次の行為をしないでください。

（１）職員に対する身体的暴力。（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く　等

（２）職員に対する精神的暴力。

（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶める行為）

例：大声で威嚇する／特定の職員に嫌がらせする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

（３）職員に対するセクシュアルハラスメント。

（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等の性的ないやがらせ行為）

例：必要なく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまな性的な話をする。

（４）宗教や信条の相違で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

（５）無断で職員の写真または動画の撮影、会話等を録音すること。

②居宅介護支援事業所が配布するサービス利用票、契約書、重要事項説明書は、介護に関する大切な書類ですので保管してください。

（５）業務継続計画策定・見直しを行い、災害時の対応や感染症のまん延など、不測の事態に備えます。

重要事項説明確認書

居宅介護支援契約の締結にあたり、別紙により重要事項を説明いたしました。

年　　月　　日

事業者（住所）　熊本市御領１丁目１３－２６
事業者名　　指定居宅介護支援事業所たくまの里
説明者

居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項の説明を受けました。

【利用者】　　住所

氏名　　印

【署名代行者】　　利用者との関係（　　）

署名代行事由　：

住所

氏名　　印

成年後見人又は立会人

住所

氏名　　印